

# 平成28年7月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月11日(月) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

議案第4号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(23名)

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
7番	坂田 俊博	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸	14番	白水 隆資
15番	大中 弘毅	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	20番	柳 文子
21番	永利 春雄	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟		

5. 会議に欠席した委員(0名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

- 議長 ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。  
よって、平成28年7月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、4番 平山 政之 委員、5番 重松 淳一 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は福童及び赤川の田2筆です。兄弟の方への贈与でございます。  
(場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。  
以上で説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

- 第3分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本

会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、16件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1から議案書5ページの番号11は上岩田及び井上の農地21筆です。中古車販売の駐車場に転用するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は松崎駅から概ね300m以内は、第3種農地に該当し、原則転用できます。また、概ね500m以内は第2種農地に該当し、代替地検討など要件も満たされているため立地基準及び一般基準ともに問題はないと思われれます。

次に、議案書6ページの番号12と番号13は大崎地内の田3筆です。一般個人住宅を各々建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は第1種農地に該当しますが、集落に接続して住宅を建築される計画となっており、代替地の検討もなされているため例外規定に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題はないと思われれます。

次に、番号14から議案書7ページの番号16は、松崎地内の畑7筆です。大規模流通業務施設を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は第1種農地に該当しますが、国道・県道の沿道区域に流通業務施設を建設する計画ですので例外規定に該当し、立地基準及び一

般基準ともに問題はないと思われます。

なお、番号1から番号16につきましては、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○1分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○委員 大崎の転用（12番、13番）の所は34条11号（都市計画法）の地区内なのですか。

○平書記 都市計画法第34条11号の地区内です。

○議長 議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について 提案理由の説明を致します。

番号1は上西鯨坂、赤川及び福童地区内の農地8筆です。農業者年金受給のため、親子間の利用権を設定するものです。先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 第2分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について 5件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の9ページをお願いします。議案第4号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について ご説明いたします。

番号1から議案書12ページまでの番号2は上岩田及び山隈地内で農振農用地区内の農地49筆です。貸倉庫建設のため小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、農振除外後においては筑後小郡インターチェンジの出入口からおおむね300mまでは第3種農地に該当し、それ以外は第1種農地となりますが、隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合は例外規定に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ありません。

次に番号3は、井上地内で農振農用地区内の畑1筆です。太陽光発電システム設置のため小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、農振除外後においては松崎駅からおおむね500m以内にあることから第2種農地に該当します。代替地検討など要件を満たせば立地基準及び一般基準ともに問題ありません。

次に番号4は、平方地内で農振農用地区内の田1筆です。分家住宅建築のため小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、農振除外後においては第1種農地に該当しますが、集落に接続して住宅を建築される計画となっており、代替地の検討など要件を満たせば例外規定に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ありません。

次に番号5は、吹上地内で農振農用地区内の田1筆です。農業用倉庫用地にするため小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、用途区分の変更に係る計画変更に伴い小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、用途区分の変更後においては第1種農地に該当しますが、農業用施設への転用ですので例外規定に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ありません。

以上番号1から番号5について先月開催しました地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。申請地番など詳細は記載の通りです。以上で説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第4号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について でございますが、事務局からの説明を受け、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願います。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認し市に報告いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の13ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出1件につきまして報告いたします。

番号1は井上及び上岩田地内の農地2筆です。農地転用のための合意解約です。詳細につきましては議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は一般個人住宅の敷地拡張のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、3件の報告いたします。

番号1は、集合住宅の敷地拡張のため、届出が提出されたものです。

番号2は、資材置場に転用するため、届出が提出されたものです。

番号3も同じく資材置場に転用するため、届出が提出されたものです。届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって7月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年7月11日(月) 午後 2時30分閉会